

横浜市
農作業受注促進モデル事業
公募要項

令和6年5月
横浜市健康福祉局障害自立支援課
横浜市みどり環境局農政推進課

第1 概要

1 趣旨

横浜市健康福祉局では、よこはま障害者共同受注総合センター（わーくる）を設置し、障害福祉事業所に対する民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組んでいます。障害福祉事業所において受注可能な作業項目を拡大し、受注機会の増加、障害のある方の自信や生きがいの創出等を図るため、農政事業を所管するみどり環境局と連携し、令和6年度より「農作業受注促進モデル事業」を実施します。

つきましては、本モデル事業について次のとおり公募を行い、実施事業者を決定します。

なお、本事業の性質上、2つの分野（福祉、農業）の実施事業者※が共同で事業を実施できるグループを公募します。

※2つの分野の実施事業者とは、福祉分野においては「障害福祉事業所」、農業分野においては「農家」とします。

2 事業概要

(1) 目的

「障害のある方に対して農作業の指導を行う指導者の育成」等を通じて、受注作業として「農作業」を行うことのできる障害福祉事業所を増やし、よこはま障害者共同受注総合センター「わーくる」へ作業内容「農作業」での登録を促します。

(2) 実施内容

ア 農作業に関する研修会

障害福祉事業所の支援員の方を対象に横浜市が開催する、農作業に関する研修等を受講し、農作業に関する基礎知識を身に付けます。

イ 農作業見学・体験会

横浜市は、主に障害福祉事業所の支援員の方と利用者の方を対象に、農作業を受注した障害福祉事業所が行う作業の見学会を開催します。見学会では、自身の事業所で作業が可能かどうかの見極めを行うとともに、作業分解・指導手法を学びます。見学会において、一部、作業体験も行います。

ウ 農作業の受注

障害福祉事業所において農家から農作業の発注を受け、上記ア及びイの研修等を経た障害福祉事業所の受注に繋がるよう、調整します。

(3) 実施内容における横浜市及び実施事業者の主な役割

別途、協定書及び覚書にて定めます。

第2 応募について

1 応募条件

応募者は、次の条件を全て備える者とします。

また、2つの分野（福祉、農業）の実施事業者については、実施にあたり、双方で協力関係や連携体制等を取ることが必須のため、応募の際は、2つの分野（福祉、農業）の実施事業者がそのことについて事前に合意しており、2者同時に応募することを条件とします。

【基本条件】

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

【障害福祉事業所における条件】

- (1) 応募する障害福祉事業所（以下、応募事業所という）は、当該事業に協力する障害福祉事業所（以下、協力事業所という）を7事業所以上集めることができること。
なお、応募事業所が複数の法人による連合体の場合は、応募事業所自体を協力事業所ともみなすことができることとする。
- (2) 応募事業所及び協力事業所は、いずれも横浜市に所在する事業所とする。
- (3) 協力事業所は、応募事業所が所在する区に隣接する2区以内に所在するものとする。
- (4) 「農作業見学・体験会」の実施にあたり、応募事業所が請負作業を行っている場において、協力事業所の支援員等に農作業を指導すること。
- (5) 応募事業所は、「農作業の受注」にあたり、農家から依頼のあった農作業の内容を見定め、協力事業所へ作業を分配する等の受注調整ができること。
なお、作業を分配する際には、協力事業所の支援員の農作業指導スキルや利用者（障害当事者）の特性に留意すること。

【農家における条件】

- (1) 応募する農家（以下、応募農家）は、当該事業に協力する農家（以下、協力農家という）を7農家以上集めることができること。
- (2) 応募農家及び協力農家は、いずれも横浜市内在住でかつ横浜市内に農地を所有していること。
- (3) 協力農家は応募農家が所在する区に隣接する2区以内に所在すること。
- (4) 応募農家は、同時に応募する障害事業所に農作業を発注の経験があること。
- (5) 「農作業見学・体験会」の実施にあたり、横浜市及び協力農家と協力できること。
- (6) 「農作業の受注」の実施にあたり、協力事業所に対して、協力農家と連携し農作業の発注を複数回行うことができること。

2 応募方法

(1) 応募受付

応募受付期間	令和6年5月28日（火）から6月5日（水）まで ※持参：受付時間9時から17時まで（土日祝除く） ※郵送：当日消印有効
応募方法	2つの分野（福祉、農業）の実施事業者のどちらかが代表して下記送付先へ、Eメール（ kf-syuurou@city.yokohama.jp ） 郵送、持参いずれかの方法で提出
応募受付場所 （郵送先）	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係

(2) 応募に必要な書類（応募書類）

書類名称	必要部数 (紙の場合)
応募事業所、応募農家 共通様式	1部
① 誓約書（様式1）	1部
② 登記事項証明書（法人の場合）	1部
③ 法人概要（法人の場合）	1部
④ 法人定款（法人の場合）	1部
⑤ 応募作文用紙（様式3）	1部
応募事業所の様式	
⑥ 応募事業所・協力事業所に関する申請書（様式2-1）	1部
⑦ 納税証明書	1部
⑧ 農作業等の請負実施の実績を証する資料（様式4）	1部
応募農家の様式	
⑦' 応募農家・協力農家に関する申請書（様式2-2）	1部

(3) 注意事項

- ・応募に必要な費用は応募者が負担するものとします。
- ・選定に必要な場合、応募書類の他に、資料等の提出を求めています。

(4) 事業者決定方法

書類審査により事業者を決定します。

募集数は1、2グループを予定しています。

(5) 実施における注意事項

選定された事業所の方は、本市が開催する研修会に出席いただきます。

【本市開催研修概要】

① 開催日程、内容

1日目 6月17日(月) 13時～16時

座学・道具の使い方など

2日目 7月16日(火) 13時～16時

畑の草取り・施肥

3日目 7月22日(月) 13時～16時

出荷準備

※ 小雨程度であれば実施します。大雨の場合は、別途日程調整します。

※ 天候によって、内容に変更が生じる場合があります。

※ 研修では、農機具等を使用します。農機具等の使用には、危険が伴う場合もありますので、受講者各自の判断で任意の傷害保険への加入をお勧めします。

※ 会場の都合上、研修会への参加人数を調整させていただく場合があります。

※ なお、やむを得ず研修に参加できない場合は、当該研修内容を自身で学習いただいたうえで次回研修にご参加ください。

② 会場

横浜市環境活動支援センター

(住所：横浜市保土ヶ谷区狩場町 213)

3 質問受付及び回答

本事業等についての質問は次のとおり受け付けます。

受付期間	令和6年5月28日(火)10時から5月30日(木)24時まで
質問方法	「質問書」(様式5)を提出(Eメール) ※持参・郵送・電話によるご質問はご遠慮ください。
提出先	《横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係》 Eメールアドレス：kf-syuurou@city.yokohama.jp
回答方法	令和6年6月3日(月)に横浜市健康福祉局のホームページへ掲載 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/shuro/syougaisetu-hattyu/nofuku.html

第3 協定書及び覚書の締結について

実施事業者は、横浜市が定める日までに横浜市と協定書及び覚書を締結していただきます。

第4 事業執行予算について

本事業は予算の範囲内で執行いたします。

また、予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となるため、令和7年度以降についても予算の議決をもって事業執行可能とします。

横浜市健康福祉局障害自立支援課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-3992（直通）

Eメール kf-syuurou@city.yokohama.jp